

区画整理だより

篠原土地区画整理事業

平成 26 年 9 月 発行

創刊号

南国市都市整備課土地区画整理係
☎088-880-6558

新秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より南国市政に関して、格別のご支援、ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、篠原土地区画整理事業は、平成 21 年度より基礎調査に着手し、昨年 4 月には都市計画決定を行うなど、事業の実施に向けた手続きを進めて参りました。本年 8 月 8 日に知事の認可を得て事業計画の決定の公告を行い、事業を本格的にスタートできることになりました。ここまで至ることができましたのも、皆様のご理解とご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

篠原地区では、本事業と並行して、高知県による都市計画道路高知南国線の整備が予定されており、県により整備される高知東道路までの区間と、市が整備中の高知東工業高校から東に向かう区間の開通により、南国市の中心市街地と高知市を東西に結ぶ、新たな交通の動脈が生まれることとなります。

都市計画道路の開通により、街並みが大きく変わっていくこの地区が、将来にわたり、快適に安心して暮らすことのできる健全で魅力的なまちとして発展できるよう、本事業により生活道路や上下水道、公園などの基盤整備を進めて参ります。

事業計画の決定により、本年度から具体的な手続きが始まります。事業へのご理解をより深めていただくために、「区画整理だより」を随時発行し、事業の進捗や手続きの内容等についてお知らせさせていただきます。

今後とも、本事業の推進に向けて、皆様の一層のご理解とご協力を賜わりますようお願いいたします。

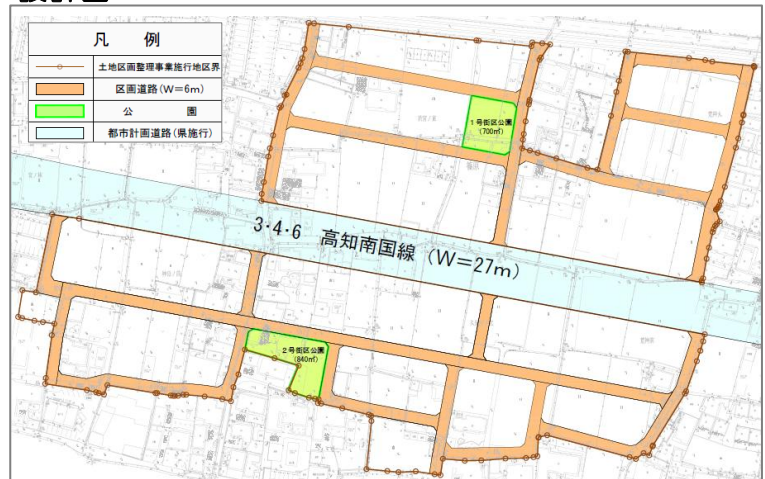
南国市長 橋詰 壽人



■事業計画の概要

事業の名称	高知広域都市計画事業 篠原土地区画整理事業
施行者	南国市
施行面積	約 5.1ha
施行期間	平成 26～35 年度
総事業費	約 18 億円
主な事業内容	区画道路（幅員 6m） 公園（2箇所）の整備 宅地の整形化 など

設計図



事業計画決定以降の主なスケジュールについて

事業計画の決定

平成 26 年 8 月 8 日に事業計画の決定の公告を行いました。施行期間や設計図などを定めた事業計画の決定により事業が本格的にスタートします。

土地区画整理審議会委員選挙

地権者の皆様の意見を反映させ、事業を公平・公正に運営するために設置する土地区画整理審議会の委員の選挙を実施します。

評価員の選任

施行地区内の土地を適正に評価するため、土地評価の経験を有する方を評価員として土地区画整理審議会の同意を得て、市長が選任します。



仮換地計画（案）の縦覧（平成 27 年度）

換地後の新しい土地の予定地の案を縦覧します。縦覧期間内に意見書を提出することができます。

仮換地の指定（平成 28 年度）

換地後の新しい土地の予定地を決定し、通知します。

工事の実施（平成 29～33 年度）

工事は、5 年間で予定しています。工事後、出来形を確認する測量登記などを行って平成 35 年度末に事業完了を予定しております。



事業説明会を開催しました

平成 26 年 8 月 27 日(水)に篠原中央公民館で、事業説明会を開催しました。

説明会では、事業計画の内容や、今年度に予定している手続きなどについて説明をさせていただきました。



説明会の内容

1. 事業の経過と今後の流れ
2. 事業計画の決定について
3. 土地区画整理審議会について
4. 基準地積の更正申告
従前の土地図の縦覧について

土地区画整理審議会委員の選挙を実施します

土地区画整理審議会は、施行者（市）の諮問機関として設置され、仮換地計画の作成などの事項について、意見を述べたり同意をしたりする役割があります。

■委員の構成・任期

定数 10名（土地所有者及び借地権者から選挙 8名 ・ 学識経験者 2名）
任期 5年

■選挙権及び被選挙権

土地所有者及び**借地権者**が選挙権及び被選挙権を有します。行使できる選挙権及び被選挙権は、土地の筆数や面積に関わらず、それぞれ1つの権利となります。

■選挙権及び被選挙権を行使するため届出が必要な場合

- ①未登記の借地権を有している場合
 - ②共有、相続未登記等の土地所有者及び借地権者が複数の場合
- ※②の届出が必要な方には、個別通知を行っております。



■篠原土地区画整理審議会 委員選挙の日程について

選挙期日の公告

平成 26 年 9 月 8 日

選挙の期日（投票日）、選挙人名簿の縦覧期間・場所・時間を公告します。

選挙人名簿の縦覧

平成 26 年 10 月 10 日～23 日*

審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧します。

選挙人名簿に記載漏れや誤りがある場合は、この縦覧期間中に異議を申し出ることができます。選挙人名簿に異議の申し出があった場合は、2週間以内にその内容について、正当であるかを決定し、名簿を修正し、公告します。

縦覧時間 午前8時30分～午後5時15分 **縦覧場所** 南国市役所都市整備課

選挙人名簿の確定、選挙すべき委員の数の公告

平成 26 年 11 月 11 日

選挙人名簿を確定し、選挙する委員の数（8名）の内訳（土地所有者と借地権者の別）を決定します。

立候補の受付期間

平成 26 年 11 月 12 日～21 日*

受付時間 午前8時30分～午後5時15分 **受付場所** 南国市役所都市整備課

立候補者の氏名・住所及び選挙場並びに時間等の公告

平成 26 年 11 月 27 日

立候補者の氏名及び住所と、選挙場並びに投票時間及び開票の日時を公告します。ただし、立候補者の数が定数を超えないときは、選挙は行いません。

選挙日（投票・開票）

平成 26 年 12 月 7 日

* 選挙人名簿の縦覧及び立候補の受付は、土・日・祝日も行います。

次のような場合は、届出等をお願いします



1. 借地権の登記をされていない場合

土地についての権利の内容等は、施行者（市）が土地登記簿の調査、確認を行います。未登記の借地権（建物所有を目的とする地上権、賃借権）等の所有権以外の権利で、土地登記簿に記載されていないものは確認ができないため、申告していただく必要があります。

2. 建築等をする場合

施行地区内で次の行為を行う場合は、市長の許可が必要となりますので、事前にご相談ください。

- ◇ 土地の形質の変更（盛土、掘削等）
- ◇ 建築物、工作物の新築、改築、増築
- ◇ 移動の容易でない物件（重量5 t以上）の設置又は堆積



3. 土地の相続や売買等により所有権を移転する場合

施行地区内の土地、建物の売買や相続など権利の移転に特に制限がかかることはありません。ただし、事業の実施に伴い、**建築等の制限、仮換地の指定、建物の移転、清算金の権利義務等が、新しい権利者に継承**されますので、売買等の際には当事者間でこれらの事項の申し送りをお願いします。

また、登記所への手続き後は、届出をお願いします。

4. 土地の分筆、合筆をする場合

施行地区内の土地について、登記簿地積の変更を伴う登記（分筆、合筆、地積更正）を行う場合は、**施行者（市）が昨年度実施した一筆地測量の結果と整合させる必要がありますので、事前にご相談**ください。



ご不明な点は、
都市整備課土地区画整理係
☎088-880-6558 まで
お問い合わせください。

埋蔵文化財試掘確認調査を実施します。

本事業の施行地区は、ほぼ全域が埋蔵文化財包蔵地に指定されており、広範囲で調査が必要になります。

調査が必要な土地所有者の方には、個別にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査期間

平成26年9月～27年2月